

Information 総務課

広野町タクシー利用料金助成事業について



町民誰もが安全で安心して生活できるまちづくりのため、日常生活での移動手段に不安を感じている高齢者などを対象に、タクシー利用料金の一部を助成します。

なお、令和7年度より一人当たりの交付枚数が増加となります。

■対象となる方

広野町に住民票（住民基本台帳）を有し、以下の要件に該当する方

- （1）申請日の属する年度の4月1日現在において75歳以上の方
- （2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）などの規定による手帳の交付を受けた方
- （3）妊娠中又は出産後1年以内の方
- （4）運転免許証を自主返納した方（ただし、広野町高齢者運転免許証自主返納者支援事業のタクシー利用券を利用する場合は除く。）

※町税を滞納している方および生活保護費を受給している方は対象外となります。

■申請方法

役場総務課窓口にて申請してください。（※申請書は役場窓口で準備します。）

申請の際は資格に要する

本人確認ができるものを提示してください。

※交付枚数は以下の申請時期により異なります。

- 4～6月に申請した方・・・48枚
- 7～9月に申請した方・・・36枚
- 10～12月に申請した方・・・24枚
- 1～3月までに申請した方・・・12枚

■利用方法

タクシー券は1枚500円券とし、運賃を支払う際には、身分証を提示の上、タクシードライバーに提出してください。（※一度に何枚でも使用できますがおつりは出ません。）

また、タクシー券の有効期限は、利用決定日の属する年度の末日までとなり、利用区間は町内のみとなります。

■利用できるタクシー会社

広野タクシー有限会社 ☎0240-27-2151

営業時間 午前7時～午後9時

問 広野町 総務課 ☎0240-27-2111

Information NEXCO東日本お客さまセンター・環境防災課

ふるさと帰還通行カードの期間の延長について

原発事故による警戒区域などからの避難者に対する高速道路の無料措置は令和8年3月31日まで延長されました。現在ご利用いただいている「ふるさと帰還通行カード（緑色）」は引き続き令和7年4月1日以降もご利用いただけますが、令和7年夏頃から、中型車のうちトラックタイプの車両が無料措置対象から除外されます。除外開始日時については改めてお知らせします。

また、区間変更の申込も受け付けております。変更がある場合は広野町役場環境防災課に申込用紙がありますので、必要事項を記入の上、環境防災課に提出をお願いします。

※更新申込書を紛失された方は、NEXCO東日本お客さまセンターへ再送のご連絡をお願いいたします。

問 NEXCO東日本お客さまセンター

☎0570-024-024 または ☎03-5308-2424

広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

Information 社団法人南双広域シルバー人材センター事務局

一緒に働く会員を募集しています

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に地域社会の活性化に貢献することを目的とした団体です。

広野町にお住まいの60歳以上の方で健康で働く意欲のある方をお待ちしております。

入会申し込みの方法または仕事の内容など、詳しく知りたい方は事務局までお気軽にお問い合わせください。

問 社団法人南双広域シルバー人材センター事務局

☎0240-23-5240

〒979-1112

福島県双葉郡富岡町中央一丁目62番地



Information 健康福祉課

介護保険料の仮徴収について

介護保険料はその年度の本人および世帯の住民税課税状況や前年中の所得に基づいて計算し、4月から翌年3月までの期間に年間保険料を納めていただきます。しかしながら、令和7年度※¹の所得が確定するのが6月になるため、保険料の決定は7月になります。

受給している年金から保険料が天引きされる特別徴収の方の4月・6月・8月の介護保険料は確定した額での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収といいます。

4月・6月・8月の保険料は基本的に令和6年度2月分（令和7年2月に天引きされた額）と同じ金額となりますが、本徴収額との金額差が大きくなりう、6月と8月の金額を変更（平準化）する場合があります。

本徴収額（10月・12月・翌2月の年金から天引きする額）は、前年所得が確定した7月中旬にお知らせします。

	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
徴収額	令和6年度の2月分と同額（令和7年2月に天引きされた額）※6月と8月は金額を変更（平準化）する場合があります。			（本徴収額－仮徴収額）÷3		

Information 健康福祉課・年金事務所

令和7年度 国民年金保険料について

令和7年度の国民年金保険料は、月額17,510円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなど、またはスマートフォンアプリによる電子決済・電子納付（ペイジー、インターネットバンキングなど）で納付することができます。また、便利でお得な口座振替・クレジットカード納付もあります。

■特別徴収（年金からの天引き）開始月

資格取得日（65歳誕生日前日・転入日）	特別徴収開始月（目安）
昭和34年4月2日～10月1日	令和7年4月
昭和34年10月2日～12月1日	令和7年6月
昭和34年12月2日～昭和35年2月1日	令和7年8月
昭和35年2月2日～4月1日	令和7年10月

開始月は目安となり、介護保険被保険者が日本年金機構や共済組合などの年金保険者側に、特別徴収対象者として捕捉（把握）されることで開始します。なお、特別徴収開始のための手続きは必要ありません。

普通徴収の方は住民税確定後に年間保険料額を決定（本算定）し、7月から翌年3月までの納期（9回）で納付書又は口座振替により納付していただきます。介護保険料納入通知書は7月中旬に送付いたします。

※1：令和6年1月1日から令和6年12月31日の間の所得

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします！

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。

「広野町」を検索

